

広島県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、廿日市市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十六年十一月十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
河本1区集会所	四 廿日市市宮内字新屋敷三二七番地	平成二六年一〇月一五日